

令和2年3月27日

都道府県歯科医師会社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 林 正純

E-systemにおける
「歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準」に係る研修について

平素は本会会務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年度診療報酬改定において新設された「歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準」については、「歯科外来診療における院内感染防止対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること」が届出の要件となっており、現在、E-systemの「感染予防対策セミナー『歯科外来診療における院内感染対策』（小林隆太郎講師）」が届出に必要な要件を満たす研修として認められております。

この度、「同セミナー『感染予防対策』（石垣佳希講師）」についても当該要件を満たす研修として追加で認められることとなりましたのでお知らせ致します。

標記研修を施設基準の届出に使用する場合は、貴会発行の受講証明書が必要になりますので、ご活用及び運用につきましては、貴会のご事情に合わせてご検討ください。

また、研修受講の際は、本会より貴会に配布した冊子「歯科外来診療における院内感染防止マニュアルーエビデンスに基づく対応ー」（日本歯科医師会／日本歯科医学会）を使用の上、受講いただく必要があります。すでに会員数分を送付済みですが、新入会員等で不足の場合は保険医療課までご連絡ください。

（添付資料）

- ・E-systemにおける感染予防対策セミナー「感染予防対策」受講に係るお願い
（令和2年3月27日／学術課・日本歯科医学会事務局）